

飯田地区 災害復旧工事（概略発注工事） 特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は珠洲市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対して請負する『飯田地区 災害復旧工事（以下「本工事」という。）』に適用する。

第2条（工事の目的）

本工事は、令和6年能登半島地震及び令和6年9月21日に発生した豪雨に伴う災害で被災した上下水道・道路・橋梁等を復旧するものである。

第3条（照査）

乙は甲から貸与された設計図書を照査し、専門的知見に基づく判断のもとで本工事の適切な遂行を図り確実な成果が得られるようにしなければならない。

第4条（疑義）

本工事を遂行する上で疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

第5条（業務の対象範囲）

別紙-1「飯田地区工事一覧表」に示すとおりである。

第6条（工期）

本工事の工期は契約締結日から令和12年3月29日迄とする。

なお標準工期は1191日とし、繰越承認が得られた場合は工期延期を行うものとする。

第7条（工事内容）

別紙-1「飯田地区工事一覧表」に示すとおりである。

第8条（概略発注）

本工事では、令和6年能登半島地震及び令和6年9月21日からの大雨に伴う災害復旧工事に係る概略発注試行要領に基づく工事である。詳細は別添「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事 概略発注 特記仕様書」のとおりである。

第9条（設計変更）

上記以外に、設計変更の生じた工事について乙は、下記の事項について監督職員の指示により資料を作成のうえ提出するものとする。

1. 設計変更にかかる図面の作成

2. 設計図書にかかる数量の算出
3. その他監督員が必要と認めるもの

第10条（他工事との競合調整）

本工事の施工について、特別な個別事情などにより工事調整が必要となる場合には、早期再建への阻害とならないよう十分留意した調整を行い、都度本市へ報告することとする。

第11条（疑義その他）

- ・ 現在詳細設計中及び関係機関と協議中であること、本工事対象地区において災害調査不可能箇所があったことから、関連する工事に追加・変更の可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合はその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- ・ 本工事は、特記仕様書及び追加特記仕様書に記載のない事項については、石川県土木工事共通仕様書に準じて施工するものとする。なお、石川県の「工事書類スリム化のポイント」に準じるものとする。
- ・ 各関係者、関係機関との密な連絡調整を図ること。
- ・ 作業時には通行人、物件に注意し、トラブル防止に努めること。
- ・ 設計図書を十分に精査し、疑義が生じた場合は速やかに監督員に協議すること。
- ・ 現場内へ一般人が誤って進入することのないよう、措置を行うこと。
- ・ 道路やその周辺に破損等の影響が出た場合、受注者が責任に持ってなおすこと。
- ・ 価格変動が著しい市場高騰期においては、設計変更において資材費の見積活用による積算ができるものとする。
- ・ 技術者及び労働者の確保に関する間接費（労働者確保に要する費用で営繕費・労務管理費・租税公課に要する費用）は、「技術者及び労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル（案）」（石川県 令和8年5月）に基づき、設計変更を行うことができるものとする。
- ・ 作業効率低下に対応した積算（復興歩掛）を詳細設計完了後の設計変更から導入できるものとする。（石川県通知 監第1862号「中能登・奥能登地域における復興歩掛の導入について」に基づき積算すること。）
- ・ 人材及び資材不足のため、建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じた場合は、受注者の責によらない事由として工事の一時中止命令や工期延長を行い、積算基準に基づき契約額の変更を行うものとする。

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う 災害復旧工事 概略発注 特記仕様書

(発注設計図書)

第1条 本工事は、詳細設計が未了であるため、概略図による概略発注である。

2 本工事の工期には、第1回の変更契約までに必要な日数を加算している。

(工事の着工及び完成日)

第2条 原則、着工日の期限の日を着工日として設定するが、受注者は、発注者と協議のうえ、工事の手戻りが生じない範囲で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。

2 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。

3 受注者が定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載する。

4 受注者は、契約締結後であっても、工事の着工前であれば着工及び完成日を変更することができる。

5 受注者は、着工後において、工事内容の変更がある等、特段の事由により実工期が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、受注者が設定した完成日を変更することができる。

(着工前の取扱い)

第3条 受注者は、着工日前に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 着工日前に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。

3 受注者は、着工日前までの期間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

4 発注者は、工事着工前の詳細設計段階で、過度な負担の無い範囲で受注者に意見を求めることができる。

(第1回設計変更)

第4条 発注者は、詳細設計を実施し、受発注者協議のうえ速やかに、その時点の適用単価を用いて、第1回の設計変更を行うこととする。

(その他)

第5条 この特記仕様書に定めのないことについては、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事に係る概略発注 試行要領によるものとする。

（着工日の期限） 契約締結日から起算して3ヶ月程度

（完成日の期限） 令和12年3月29日以内

複数年契約に係る特記仕様書

本工事は、債務負担行為による複数年契約（工期が2か年度以上にわたる契約）となる。
各年度の予算執行を適正に執行するため、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）
における工事請負代金等の支払いを以下のとおり定めるものとする。

1 定義

本特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 出来形

出来形部分（検査員の検査に合格した施工済み部分をいう。）及び検査済工事材料
（監督員の検査に合格し、工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある工場製
品をいう。）をいう。

(2) 出来高

出来形に相応する請負代金相当額をいう。

(3) 落札率

入札金額（消費税及び地方消費税を含まない。）を設計金額（消費税及び地方消費税
を含まない。）で除して得られる百分率をいう。

(4) 支払限度額 各会計年度における請負代金の支払いの限度額をいう。

2 出来高予定額

各会計年度における出来高予定額は以下のとおりとする。

なお、出来高の算出は、出来形数量に工事設計費内訳金額を乗じた金額に落札率を乗じて
算出するものとする。

令和8年度	352,000,000 円
令和9年度	1,310,000,000 円
令和10年度	1,307,000,000 円
令和11年度	残額

3 各会計年度における請負代金の支払いの限度額

各会計年度における請負代金の支払の限度額は以下のとおりとする。

令和8年度	316,800,000 円
令和9年度	1,179,000,000 円
令和10年度	1,176,300,000 円
令和11年度	残額

4 前払金

- (1) 各会計年度における前払金の限度額は、支払限度額に10分の4を乗じて算出された金額から10万円未満の端数を切り捨てた金額とする。
- (2) 予算の執行が可能となる時期以前に前払金を請求することはできない。
- (3) 各会計年度の出来高が会計年度毎に定める出来高予定額に到達せず、予算の繰り越しを行った場合、出来高が会計年度毎に定める出来高予定額に達するまで、次年度の前払金を請求することはできない。

5 中間前払金

- (1) 各会計年度における中間前払金は、各会計年度の工期及び出来高予定額に対する出来高が2分の1に達したときに請求できるものとする。
- (2) 各会計年度における中間前払金の限度額は、支払限度額に10分の2を乗じて算出された金額から10万円未満の端数を切り捨てた金額とする。
- (3) 中間前払金を請求した後には、部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度の出来高に対して部分払いを請求することができる。

6 部分払

- (1) 各会計年度の出来高予定額を達成した場合は、部分払を請求しなければならない。また、各会計年度末における出来高が会計年度毎に定める出来高予定額に達していない場合は、次年度において前会計年度の出来高予定額を達成した時点で部分払を請求しなければならない。
ただし、上記の場合においては、契約書記載の部分払の回数に含めないものとする。
- (2) 部分払の金額の算出にあたっては、出来高の90%以内を対象とする。
- (3) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払の金額については、次の式により算定するものとする。

$$\text{部分払をする額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{請負代金相当額} - \text{前年度までの出来形部分}) \times \text{前金払の割合} - \text{前年度までの支払済額} - \text{当該年度の部分払金支払済額}$$

飯田地区 工事一覧表【上水道復旧工事】

管理番号	河川名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
No,002		飯田	石川県珠洲市 若山町 地内	送水管布設替え L=23m DIP-GX150mm L=23m REPICS 150A L=33m 不断水 150x150 N=2箇所
No,041		飯田	石川県珠洲市 上戸町 地内	配水管布設替え L=110m HPPE 75mm L=110m
No,056		飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	配水管布設替え L=48m HPPE 100mm L=48m
No,060		飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	配水管布設替え L=100m HPPE 150mm L=100m REPICS 150A L=110m 不断水 150x150 N=2箇所
No,062		飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	配水管布設替え L=77m HPPE 50mm L=77m

飯田地区 工事一覧表【下水道復旧工事】

査定番号	河川名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
第3937号	珠洲市公共下水道（珠洲処理区）	飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	【汚水】 被災延長 L=6,323m (L=362m：調査不能により未申請) 復旧延長 L=5,961m 下水道管布設工 L=5,961m 人孔撤去・新設工 192基 人孔撤去・再設置工 30基
第3938号	珠洲市公共下水道（珠洲処理区）	飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	【汚水】 被災延長 L=7,768m (L=319m：調査不能により未申請) 復旧延長 L=4,579m 下水道管布設工 L=4,579m 人孔撤去・新設工 143基 人孔撤去・再設置工 11基 既設下水道管路施設撤去工 L=3,237m
第3942号	珠洲市公共下水道（珠洲処理区）	飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	【雨水】 被災延長 L=74.4m 復旧延長 L=74.4m 開渠部分修繕工 L=74.4m
第4129号	珠洲市公共下水道（珠洲処理区）	飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	【雨水】 被災延長 L=146.5m 復旧延長 L=146.5m 開渠部分修繕工 L=146.5m
第4130号	珠洲市公共下水道（珠洲処理区）	飯田	石川県珠洲市 飯田町 地内	【雨水】 被災延長 L=27.25m 復旧延長 L=27.25m 開渠部分修繕工 L=27.25m

飯田地区 工事一覧表【道路復旧工事】

査定番号	河川名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
3961	市道1号線	飯田地区	珠洲市上戸町 地内	復旧延長 L=280m(W=5.2m) 表層工 A=1,963㎡ 上層路盤工 A=1,960㎡ インターロッキングブロック工 A=192㎡ 防草コンクリート工 A=20㎡ 側溝工 L=161m 集水桝工 N=1箇所 コンクリート擁壁工 V=26㎡ コンクリートブロック積工 A=65㎡ 区画線工 L=394m 消雪設備一式について、調査困難のため未申請
3962	市道27号線	飯田地区	珠洲市飯田町 地内	復旧延長 L=286m(W=5.0m) 表層工 A=1,430㎡ 上層路盤工 A=1,425㎡ 歩車道境界ブロック工 L=2m 視線誘導標 N=1本 側溝工 L=87m 集水桝工 N=1箇所 区画線工 L=384m
3963	市道135号線	飯田地区	珠洲市飯田町 地内	復旧延長 L = 606m(W=4.9m) 表層工 A=3,255㎡ 上層路盤工 A=3,230㎡ アスカープ工 L=20m 防草コンクリート工 A=48㎡ 側溝工 L=607m 集水桝工 N=4箇所 コンクリート擁壁工 V=154㎡ コンクリートブロック積工 A=115㎡ 防護柵工 L=74m 区画線工 L=518m

飯田地区 工事一覧表【道路復旧工事】

査定番号	河川名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
3996	市道4号線	飯田地区	珠洲市飯田町～若山町出田 地内	復旧延長 L=1,861m(W=4.9m) 表層工 A=9,119㎡ 上層路盤工 A=9,114㎡ 区画線工 L=3,722m 法面工・消雪施設・擁壁工・側溝工・集水桧工・歩車道境界ブロック・道路付 属物設置工一式について調査困難のため未申請。
3998	市道633号線	飯田地区	珠洲市上戸町北方～飯田町 地内	復旧延長 L=702m(W=8.5m) 表層工 A=5,967㎡ 上層路盤工 A=5,933㎡ 区画線工 L=1,404m 側溝工・集水桧工・照明設備・消雪設備一式について、調査困難のため未申 請。
4036	市道120-1号線 市道121号線 市道122号線 市道123号線 市道125号線 市道126号線 市道127号線 市道128号線	飯田地区	珠洲市飯田町 地内	復旧延長 L=2,386m(W=4.2m) 表層工 A=10,104㎡ 上層路盤工 A=10,104㎡ 区画線工 L=4,772m 側溝工 L=256m 集水桧 N=9箇所 コンクリート擁壁 V=5㎡ 縁石工 L=15m 調査不可能箇所について未申請
4046	市道113号線 市道114号線 市道115号線 市道116号線 市道119号線 市道359号線 市道439号線 市道466号線 市道468号線 市道483号線 市道484号線 市道522号線 市道523号線 市道570号線 市道732号線	飯田地区	珠洲市上戸町 地内	復旧延長 L=2,250m(W=3.3m) 表層工 A=7,468㎡ 上層路盤工 A=7,468㎡ 下層路盤工 A=7,468㎡ 区画線工 L=4,500m 側溝工 L=21m 集水桧 N=4箇所 ブロック積擁壁工 A=299㎡ 防護柵工 L=130m 縁石工 L=5m カーブミラー N=1基

飯田地区 工事一覧表【道路復旧工事】

査定番号	河川名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
4170	市道581号線	飯田地区	珠州市飯田町 地内	復旧延長L=639m(W=5.9m) 表層工A=3,770㎡ 上層路盤工A=3,758㎡ 路床盛土V=69㎡ 側溝工L=176m 集水枡工N=1箇所 植生工A=480㎡ コンクリート擁壁工V=57㎡ 防護柵工L=26m 区画線工L=1,238m 吹付砕工A=300㎡ 鉄筋挿入工N=75箇所 区間延長のうち申請箇所を除く箇所については調査不可のため未申請。

飯田地区 工事一覧表【橋梁復旧工事】

査定番号	橋梁名・路線番号	地区名	箇所名	工事内容
4012	吾妻橋 市道2号線	飯田	珠洲市飯田町 地内	復旧延長 L=87.4m(W=12.8(12.0m)) 伸縮装置補修工 L=33m 橋台補修工 N=1式 ひび割れ補修工 N= 1 構造物 防護柵設置 L=15m
3853	源四郎橋 市道113号線	飯田	珠洲市上戸町北方 地内	工事延長 L=7.8m幅員 W=5.1m 橋台工 N=2基 上部工架設 1式 防護柵工 L=3m 擁壁工 V=6m3 舗装工（橋面） A=20m2
4051	仮谷橋 市道740号線	飯田	珠洲市上戸町北方 地内	復旧延長 L=7.0m （W=8.1m） 橋台撤去工 N=2基 橋台工 N=2基 舗装工 A=162m2 側溝工 L=8m 断面修復工 N=1構造物
4086	市道114号第二橋 市道114号線	飯田	珠洲市上戸町北方 地内	復旧延長 L=2.3m （W=6.10m） 橋台撤去工 N=2基 上部工撤去工 N=1式 函渠工 N=1基 護岸工 L=40m 舗装工 A=93m2 土留め・仮締切工 N=1式 応急仮工事 仮橋・迂回路工 N=1式

飯田地区 災害復旧工事

特記仕様書（追加）

- ・本工事に係る土木工事の施工に関する一般事項は、「石川県土木工事共通仕様書（平成 27 年 4 月版、令和 7 年 4 月一部改訂）（以下、共仕という。）」及び「石川県土木工事施工管理基準」によるものとする。
- ・水道復旧工事において、共仕に記載のない事項は、「珠洲市水道事業 特記仕様書」（珠洲市上下水道課）に基づくものとする。
- ・下水道復旧工事は、「珠洲市公共下水道事業 特記仕様書」（珠洲市上下水道課）に基づくものとし、記載のない事項については、「土木工事一般仕様書 土木工事必携 令和 5 年 4 月」（日本下水道事業団）に準ずるものとする。
- ・現場打ちコンクリート構造物を除く既設構造物は、原則として再利用するものとする。ただし、現地の状況により再利用が不適当と判断される場合は、監督員と協議のうえ、適切に処分すること。
- ・建設発生土については、他工事への流用など有効活用が可能か検討し、監督員と協議すること。なお、路盤材(碎石)は他工事への流用、脆弱な土砂(崩積土など)は処分を基本とする。
- ・再生碎石については、瓦などの廃材混じりは原則使用不可とする。なお、使用する場合は、監督員と協議すること。
- ・残土処分先・産業廃棄物処分先は、積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設が異なる場合においても、設計変更の対象としない。
ただし、災害関連工事等に伴う処分先の受入れ制限等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

石川県土木工事特記仕様書〔共通編〕

当該工事の対象は、○印の項目とする。

令和7年7月1日適用

対象

- ☐ 1 検査指定材料 (約款第13条第2項)
- ☐ 2 見本資料指定材料 (共通仕様書第2編第1章第2節第4項)
- ☐ 3 資料指定工種 ~~(共通仕様書3-1-1-3第2項)~~
- ☐ 4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)
- ☐ 5 立会い指定材料及び工種 ~~(約款第14条第1項及び2項)~~
- ☐ 6 中間検査 ~~(共通仕様書1-1-1-24第8項)~~
- ☐ 7 安全管理
- ☐ 8 施工条件明示
- ☐ 9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表（共通仕様書1-1-1-20）
- ☐ 10 使用機械
- ☐ 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表（マニフェスト）制度
(共通仕様書1-1-1-20第2項)
- ☐ 12 コンクリート構造物の品質確保
- ☐ 13 電子納品・情報共有システムの対象
- ☐ 14 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況
- ☐ 15 建設リサイクル法の対象
- ☐ 16 自主施工工事の対象
- ☐ 17 ~~ＩＣＴ施工工事の対象~~
- ☐ 18 いしかわ週休２日工事の対象 発注方式：【発注者指定型（現場閉所）】
- ☐ 19 余裕期間制度（フレックス方式）~~試行工事の対象~~
- ☐ 20 ウィークリースタンス等の推進
- ☐ 21 その他
- ☐ 22 「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」および、
「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の対象工事
※運用基準は県のHP「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kijyun.html>」を参照
- ☐ 23 災害復旧工事における現場環境改善費及び快適トイレの対象
※運用基準は県のHP
「https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/r7/genbakannkyoukaizen_saigai.html」を参照

・本工事は、本特記仕様書〔共通編〕および「石川県土木工事共通仕様書」により施工すること。
・作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」
及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1 検 査 指 定 材 料 (約款第13条第2項)

区 分	印	材 料 検 査 の 対 象 と な る も の
1. 不可視部分の材料	○	(1) 基 礎 工 (木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭)
		(2) 矢 板 類 (木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板)
		(3) 胴 木 類 (胴木、鉄筋コンクリート胴木)
	○	(4) 管 類 (鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、 鋳鉄管、合成樹脂製管類、消雪パイプ)
	○	(5) 暗 渠 類 (プレキャストボックス)
	○	(6) 鉄 筋 類 (普通丸鋼、異形棒鋼)
	○	(7) 目 地 類 (止水板、目地板、タイバー、スリップバー、 チェアクロスバー)
		(8) 形 鋼 類 (トンネルの支保工材、基礎杭の補強材)
	○	(9) 網 類 (法面吹付等及び舗装用金網)
		(10) シート類 (河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙)
	○	(11) アンカー類 (アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、 アンカーケーブル、定着材料)
	○	(12) マンホール類 (人孔用斜壁及び直壁)
		(13) 土壌改良材 (タンカル等の他肥料を含む)
	○	(14) 地盤改良材 (セメント系等)
		(15) 基盤材・種子類 (法面緑化)
2. 重要構造物の材料	○	(1) 橋 梁 類 (鋼橋及びP C 橋の材料)
		(2) 落石及び 防雪柵類 (落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、 スノーシェルター)
		(3) 水 門 類 (ゲートの材料)
		(4) ポンプ及び原動機類
3. その他の材料	○	特に監督員が必要と認めるもの。

(注) 指定材料は、○印とする。

2 見 本 資 料 指 定 材 料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

JISマーク表示品については、製品にJISマークが表示されていることが分かる写真等を監督員に提示することで、見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。

区 分	印	見 本 又 は 資 料 提 出 の 対 象 と な る 材 料
1. 見 本		(1) 塗 料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装)
		(2) 捨 石 (港湾、海岸及び河川)
		(3) そ の 他 ()
2. 資 料 (検査指定材料以外のもの)	○	(1) コンクリート二次製品 (人孔用斜壁及び直壁、L型擁壁)
		(2) 形 鋼 類 ()
		(3) リサイクル製品 ()
		(4) リサイクル認定製品 ()
		(5) そ の 他 ()
3. その他の材料	○	(1) レディーミクストコンクリート (共通仕様書1-3-3-2)
		JISマーク表示認証製品を製造していない工場で製造する場合は、 配合計画書及び基礎資料を提出 ※上記以外は、省略可
	○	(2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること)
		・アスファルト混合物事前審査認定書 (写) ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事：500t未満あるいは2,000㎡未満)

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資 料 指 定 工 種（共通仕様書3-1-1-3第2項）

区 分	印	資 料 事 前 提 出 の 対 象 と な る 工 種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果)
	○	(2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(3) 鋼 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(4) 道路維持 (路面切削計画図)
		(5) 薬液注入 (事前調査)
2. そ の 他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)

水道・下水道・その他 編

[illegible]

(注) 確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

4 段階確認指定工種（共通仕様書3-1-1-3第6項）

道 路 ・ 橋 梁 編

印	工 種 ・ 個 所	項 目	確 認 時 期	摘 要
○	工事測量	位置設定	設定時	仮B・M、中心線等
○	床掘	土質変化	確認時	重要構造物に影響するもの
○	埋戻	開始	開始時	各工種共通（重要構造物のみ）
○	路床・路体盛土	出来形	完了時	路盤を連続して施工する場合
○	路床盛土・下層路盤	ブルーフローリング	実施時	ブルーフローリング実施状況
	基礎杭工	出来形	打止め完了時	—
○	鉄筋	組立	組立完了時	—
○	擁壁工	出来形	埋戻前	H=1.0m以上3.5m未満
○	道路横断構造物	出来形	埋戻前	中間検査対象以外のもの
	法面整形工	出来形	完了時	法覆工を連続して施工する場合
○	法枠・法面緑化工	土質変化	整形完了時	—
	鋼橋	トルク値	本締め時	ボルト
○	PC桁	緊張力	PC鋼材緊張時	—
○	PC桁	配置・出来形	組立完了時	—
○	橋梁補修工	出来形	削孔完了時	—
○	橋梁補修工	数量確認	事前調査完了時	
○	ひび割れ補修工	出来形	注入完了時	
○	橋梁補修工	空袋確認	完了時	
	トンネル覆工	出来形	ロックボルト挿入時	延長50m未満の場合
○	アンカー工	配置	アンカー材挿入時	—
○	舗装工	基層	基層完了時	二層仕上の場合

（注）確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員 1 名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく 1 回、及びその後 6 ケ月に 1 回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7 安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所(point)の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施 工 条 件 明 示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので留意すること。

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
I 工 程	該 当 ○ 1 関連する別途発注工事あり ア 工 事 名 : (①宝立地区災害復旧工事、②直地区災害復旧工事) イ 入 札 予 定 : (①、②令和8年7月中旬) ウ 制 約 工 種 : () エ 施工可能工種 : () オ そ の 他 : () 2 他機関協議による工程条件あり ア 工 種 : (橋梁下部工他河川内工種) イ 期 間 : (非出水期 (11月から5月)) ウ 協議機関名 : (石川県) エ 協議内容 : (詳細設計完了後、別途指示する。) 3 その他条件 ()	
II 用 地	該 当 × 1 補償物件撤去まで着工制限あり ア 着工予定 (年 月) イ 区間 (No. ~ No.) 対象物件 : 建 物 () 散去予定 (年 月) : 工 作 物 () 散去予定 (年 月) : 立 木 () 伐採予定 (年 月) : そ の 他 () 散去予定 (年 月) 2 その他条件 ()	
III 公害対策	該 当 ○ 1 施工法の制限あり (条件及び位置については別紙及び位置図参照) ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ 大気 オ その他 () 必要対策 : 工 場 () 井戸等 () : 学 校 () その他 () : 病 院 () 2 その他条件 (詳細設計完了後、別途指示する。)	
IV 安全対策	該 当 ○ 1 鉄道等の近接作業制限あり ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員 (配置人員: 1 日 名、延べ 名) 2 発破作業制限あり ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり 対策対象物 () 3 交通誘導員 配置人員 交通誘導警備員A : ー 交通誘導警備員B : 設計書のとおり ※上記交通誘導警備員Aについては、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合の交通誘導検定警備員である。 4 土石流発生のおそれがある 溪流あり ア 監視体制の強化が必要 イ その他 () 5 夜間作業あり () 6 その他条件 (交通誘導員の配置人員の詳細は、詳細設計完了後、別途指示する。)	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
V 工事用道路 該 当 	1 一般道路（搬入路）の使用 制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-34による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工（工種 簡易舗装（標準横断面図）を参照） エ 工事完了後存続 W= m（最低総幅員）
	④ その他条件 （ 詳細設計完了後、別途指示するものとし、これらに要する費用は、監 督員と受注者で協議し定めるものとする。 ）	
VI 仮 設 備 該 当 	1 仮設構造物の転用 （ ）	
	2 仮設構造物の兼用 （ ）	
	3 その他条件 （ ）	
VII 建設発生土、 補足土、 産業廃棄物 等 該 当 	受注者は、下記によらず施工する場合は、監督員と協議すること。	
	① 建設発生土	ア 名 称 （ 珠洲市建設業協同組合 ） イ 所在地 （ 珠洲市川浦町地内 ） ウ 引渡し条件 Ⅰ
	2 補足土	ア 名 称 （ ） イ 所在地 （ ） ウ 引渡し条件 Ⅰ
	③ 産業廃棄物	ア コンクリート塊（処分施設：紙谷砕石（無筋・有筋）） イ アスファルト塊（処分施設：（株）グリーンテック） ウ 木くず （処分施設： ） エ その他 （処分施設： ）
	4 その他条件 （ ）	
VIII 工事支障物件 該 当 	受注者は、共通仕様書1-1-1-28に基づき、現場着手時に地下埋設物等の事前調査を行うこと	
	1 占用支障物件	ア 電気（電柱、支線、架空線） 移転日 （ 月 日 ） イ 電話（地下、電柱、架空線） 移転日 （ 月 日 ） ウ 水道（本管、給水管） 移転日 （ 月 日 ） エ ガス（本管、引込管） 移転日 （ 月 日 ） オ その他 （ ） 移転日 （ 月 日 ）
	2 その他条件 （ 詳細設計完了後、別途指示するものとし、これらに要する費用は、監 督員と受注者で協議し定めるものとする。 ）	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
IX 現場環境改善 (5内容) ・ 率計上分 該 当 ○ ・ 積上分	1 仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
	2 安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) イ 盗難防止対策 (警報機等)
	3 営繕関係	ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舍の快適化 ウ デザインボックス (交通誘導警備員待機室) エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
	4 地域とのコミュニケーション	ア 完成予想図 イ 工法説明図 ウ 工事工程表 エ イメージアップ看板 オ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) カ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) キ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置 及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) コ 社会貢献
	①個別積上	内容： 費用：
	②避暑・避寒対策費 (精算時の設計変更対象で積上) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用 (エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、送風機、日よけテントなど) については、対策の妥当性を確認の上、設計変更となる。 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限とする。	
X 快適トイレ 該 当 ○	「快適トイレ実施要領」に基づき実施すること。 実施内容および実施した場合の変更については、上記要領を参照すること。	
	1 快適トイレを原則設置すること ② 契約後、監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。	
X I 熱中症補正 該 当 ○	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領」に基づき、熱中症対策に係る現場管理費の補正※を希望する場合は、監督員と協議すること。 ※主に作業員個人に対する熱中症対策 (塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)	
X II 遠隔臨場 該 当 ○	「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔臨場を希望する場合は、監督員と協議すること。	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
XⅢ その他 該 当 ○	1 現場発生材あり	品名・納入場所 ()
	2 支給材あり	品名・納入場所 ()
	3 工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。	
	4 工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。県外産を使用する場合は「様式25-2 県内産品の不採用調書」を提出すること。	
	5 施工地域・工事場所区分	ア 市街地（DID補正） イ 一般交通影響有（2車線以上かつ交通量5000台/日以上） ウ 一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む） エ 山間僻地及び離島
	6 設計図書の照査	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、照査項目チェックリストを提出すること。 (土木一式3千万円以上, 舗装・造園工事1千万円以上, その他工事1.5千万円以上)
	7 品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-5）	
	8 労務補正（補正内容： 補正工種：)	
	9 契約後VE適用 VE提案を行う場合、以下を参照のうえ、発注者と協議すること https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/vekouji_toriatukaiyouryou.html	
	10 その他条件 ()	

9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実施書 （共通仕様書1-1-1-20）

- 1 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

（１） 土砂の搬入量が100m³以上の工事。

（２） 砕石の搬入量が250 t 以上の工事。

（３） 加熱アスファルト混合物の搬入量が100 t 以上の工事。

- 2 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用促進実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

（１） 建設発生土の搬出量が100m³以上の工事。

（２） コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量が100 t 以上の工事。

（３） その他、建設リサイクル法の対象となる工事

- 3 上記２の「再生資材利用促進実施書」をもって、建設リサイクル法第１８条の発注者への報告を兼ねるものとする。

- 4 上記１および２の作成は、最新の建設副産物情報交換システムまたは国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式（エクセル様式）によるものとし、電子データで提出するものとする。

電子データの提出方法は、建設副産物情報交換システム使用の場合はPDFファイルで、エクセルの使用の場合はエクセルファイルとする。

※平成30年度よりCREDAS入力システムでの提出は不可とする。

なお、再生資源利用（促進）計画書・実施書及び現場掲示用の様式は、下記の石川県土木部監理課技術管理室のHPに掲載する様式－４、５を参照すること。

石川県土木部監理課技術管理室ホームページ（土木工事様式）：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/sinsinyousiki.html>

10 使用機械

- 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書1-1-1-34第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

- 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等

1) 施工計画書への記載

施工計画書の指定機械項目に

①機械名、 ②メーカー名、 ③形式名、 ④台数等を明記すること。

11 廃掃法による管理票（マニフェスト）制度 （共通仕様書1-1-1-20第2項）

●電子マニフェストを使用する場合（石川県では、電子マニフェストの導入を推進）

電子マニフェストにより報告した内容を確認出来る書類（受渡確認表など）を提示するものとする。

●紙マニフェストを使用する場合

建設副産物の適正処理を確認するため、紙マニフェストの処分終了票（E票）を完成検査時に提示するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は紙マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。

また、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

1 対象となる廃棄物

- (1) 燃え殻
- (2) 汚泥 ※
- (3) 廃油
- (4) 廃酸
- (5) 廃アルカリ
- (6) 廃プラスチック類
- (7) 紙くず
- (8) 木くず
- (9) 繊維くず
- (10) 動植物性残渣
- (11) ゴムくず
- (12) 金属くず
- (13) ガラス及び陶磁器くず
- (14) 鉱さい
- (15) がれき類
- (16) 動物のふん尿
- (17) 動物の死体
- (18) ばいじん
- (19) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(18)に該当しないもの

※ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。なお、排水処理費及び運搬費については契約変更の対象とする。

12 コンクリート構造物の品質確保

1. スペーサーについて

鉄筋コンクリートに関して、スペーサーの設置箇所及び数量は、構造物の側面については原則 1m^2 につき2個以上、構造物の底面については 1m^2 あたり4個以上設置すること。

また、型枠と接するスペーサーの強度については、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル製あるいはコンクリート製のものを使用すること。

2. コンクリートの打設計画について

コンクリートの打設作業に際しては、気温、打設高さ等の施工条件に応じた適切な施工方法を選定し、打設計画を施工計画書に記載すること。

3. 水セメント比の規定

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させる観点から、レディーミクストコンクリート配合設計の水セメント比を鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

※なお、港湾構造物についてはこの水セメント比の規程は使用しないものとする。

4. レディーミクストコンクリートの品質確認について

1) 現場において、単位水量の確認を行うこと。

・確認時点・ 現場での荷下ろし時点(コンクリートミキサー車のホッパーから採取)で行うこと。

・頻 度・ 1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m^3 以上の場合、2回/日(午前1回・午後1回)または重要構造物では構造物の重要度に応じて $100\text{m}^3\sim 150\text{m}^3$ ごとに1回。その他、監督員から指示があった場合。

・試験方法・ 「単位水量測定要領」によること。測定結果は監督員に提出すること。

2) コンクリートの圧縮強度試験について

・測定基準・ 土木工事施工管理基準の規定による。

・立会い ・ 公的機関で試験を実施する場合に限り、試験結果の提出をもって足りることとし、監督員の試験時の立会いを要しないものとする。(公的機関とは国公立学校試験室とするが、石川県生コンクリート工業組合県南・県北共同試験場については、公的機関と同等とみなすものとする。)

やむを得ず公的機関以外(生コンクリート会社等)で試験を実施する場合は、監督員等の立会いのうえ試験をするものとする。また、試験成績書には立会者の確認印かサインをすること。

5. 土木コンクリート構造物の品質確認について

1) テストハンマーによる強度試験を実施すること。

水セメント比の低下に伴い、水和熱量が増加するため、品質確保上十分な養生が必要となることから、築造された土木コンクリート構造物の品質が確保されているか確認するためにテストハンマーによる強度試験を行うこと。

・適用範囲・ 強度推定調査の対象工種は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(但しプレキャスト製品は除く。)、内空断面が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(但しPCは除く。)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とする。

・調査頻度・ 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物単位とし、各単位につき3箇所を調査を実施すること。
調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施すること。

・確認時点・ 材齢28～91日間に反発度を測定し、強度を推定すること。

・試験方法・ 土木学会基準「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」に基づき行い、強度への換算式は日本材料学会「シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法(案)」を用いること。また、テストハンマーによる強度推定調査の注意点については「テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント」

(<https://www.pwri.go.jp/jpn/results/offer/testhammer/testhammer.pdf>)を参照すること。試験結果は監督員に提出すること。

2) 型枠及び支保工の取り外しは十分な強度を確保してからとする。

水セメント比の規定に伴い水和熱量抑制の観点から、高炉セメントB種を用いているが、短期強度の発現が遅いため、型枠等の取り外し時期については、コンクリート標準示方書施工編に記載されている型枠取り外しに必要な強度を確保した上で行うこと。

13 電子納品・情報共有システムの対象

本工事は、電子納品及び情報共有システムの対象工事である。

(電子納品について)

- 1 工事完成図書を電子データで納品する時の各種基準は、国土交通省並びに農林水産省の各種電子納品要領等及び石川県電子納品ガイドライン等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。
- 2 実施内容は以下のとおりとする。
 - 1) 別紙に示す工事関係書類の最終成果を、CD-RまたはDVD-R等で2部納品する。
なお、電子納品した工事関係書類については、紙で提出する必要はない。
 - 2) 別紙に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 工事着手時には、石川県電子納品ガイドラインで定める「事前協議チェックシート」を用いて事前協議を行うものとする。
入手先：石川県ホームページ 電子納品
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e_delivery.html
- 4 発注者が行う電子納品アンケート等の調査に協力する。
- 5 工事完成図書の納品に際し、以下の事項を事前に確認する。
 - 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認する。
入手先：電子納品チェックシステム（土木）
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
※電子納品チェックシステムの最新バージョンを使用すること
 - 2) 最新のウイルス対策ソフトで、成果品にウイルスが混入していないことを確認する。
- 6 原本性を確保するため、電子媒体はCD-RまたはDVD-R等を使用することとする。

(情報共有システムについて)

- 1 情報共有システムの使用にあたっては、本県で使用する情報共有システムの機能や条件を定めた「石川県情報共有システム機能仕様書」を熟読し、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議のうえ利用すること。
- 2 現場にインターネット環境が整っていないなど、当システムの使用が困難な場合、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議し、その理由が適正であるときは、システムを使用しないことを認めることができる。

3 実施内容は以下のとおりとする。

- ① 受発注者間の書類の受け渡し
- ② 決裁
- ③ 承認、指示、承諾
- ④ 確認、検査 等

以上の行為を行う、または、受ける際、通常の手段（紙の書類の受け渡しや印鑑による決裁等）に代えてシステムを使用する。

4 監督員が指示するシステムの使用状況や結果に関する調査等に協力する。

5 本工事に使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- 1) 最新のウイルス対策ソフトを導入する。
- 2) OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- 3) ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

入手先：【建築営繕：電子成果品作成支援・検査システム】

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_sysv3.html

完成検査時提出書類一覧（電子納品対応版）

別紙

令和7年7月版

名	称	代理人 ﾁｪｯｸ	監査員 ﾁｪｯｸ	情報共有システム使用の有無				検査時 提示のみ	フォルダー	備考	摘要
				有		無					
				電子納品	従来納品 (紙)	電子納品	従来納品 (紙)				
契約書				○		○					契約時
発注図									DRAWINGS	発注者が作成し、 受注者に渡す	
特記仕様書									DRAWING /SPEC	発注者が作成し、 受注者に渡す	
現場代理人及び主任技術者等選任届				○		○					約款第10条
工事工程表・変更工程表				○		○					締結の7日以内
施工計画書				○		○			PLAN/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-45 積算額1千万円以上
施工体制台帳・施工体系図				○		○			MEET/ORG	下請契約書等は従来通り紙での 提出も可とする	共通仕様書第1編1-1-1-11
再生資源（利用、利用促進）計画書・実績表				○		○			MEET/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-20
工事打合せ簿				○		○			MEET/ORG		約款第9条 共通仕様書第1編1-1-1-2
材料検査願				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
材料検査願(自主施工)				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
見本資料指定材料確認願				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
立会確認願				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
段階確認願				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
段階確認書(自主施工)				○		○			MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
中間検査願					○		○			紙での提出。添付資料を、シス テムで提出した場合は、電子納 品とする	共通仕様書第1編1-1-1-24
確認願				○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第18条
調査結果通知書、設計図書訂正・変更通知書					○		○		MEET/ORG	発注者が作成し、 受注者に渡す	約款第18条、第19条
既済部分検査願					○		○				約款第37条 部分払いのある場合
仮設交通安全標示施設等自主点検書								○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全管理自主点検書								○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全・訓練等実施状況報告								○			共通仕様書第1編1-1-1-30
マニフェスト（総括表）				○		○		○ (E票、B2票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 E票又はB2票は提示のみ	共通仕様書第1編1-1-1-20
品質管理表				○		○			MEET/ORG	カタログ、ミルシート等は従来 通り提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
品質証明員通知書				○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 (100,000千円以上)
品質証明書				○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 (100,000千円以上)
コンクリート耐久性向上対策（自社ソフトで作成）				○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	特記仕様書による
〃（エクセルで作成）				○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
出来形管理表・出来形図（自社ソフト作成）				○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
〃（エクセルで作成）				○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
コンクリート構造物の品質管理				○		○			MEET/ORG		特記仕様書による
工期延期願					○		○				共通仕様書第1編1-1-1-17
工事中写真				○		○			PHOTO/PIC	解像度は100dpi程度 枚数は写真管理基準	共通仕様書第3編3-1-1-6
完成写真				○	○	○	○		PHOTO/PIC	〃	共通仕様書第3編3-1-1-6
参考図				○		○			PHOTO/DRA	形式はJPEGまたはTIFF (64)	
植樹保険証書					○		○				植栽直工50万円以上の場合 共通仕様書第1編1-1-1-44
建退共掛金収納書 (中小企業退職金共済制度、林業退職共済制度は写)					○		○				締結後1ヶ月以内 100万円未満省略可
建退共掛金充当実績総括表								○			共通仕様書第1編1-1-1-44
完成図				○		○			DRAWINGF		共通仕様書第1編1-1-1-22 発注図をCADで渡した場合
完成通知書					○		○				約款第31条
請求書					○		○				約款第31条
引渡書					○		○				約款第31条
電子納品成果品CD-R等					○		○			CD等を確認	CALS/EC対象工事
照査項目チェックリスト				○			○				特記仕様書による
創意工夫実施状況				○		○					特記仕様書による
技術提案履行確認シート				○		○					特記仕様書による
交通誘導員伝票（総括表）				○		○		○ (伝票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 伝票は提示のみ	

14 創意工夫・現場条件への対応・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や現場条件への対応に関する項目、または地域社会への貢献に関する事項について、工事完了時まで下記の様式により提出することができる。なお、総合評価方式における技術提案事項も、創意工夫等の対象となる。

工 事 名	受注者名	
項 目	内 容	備 考
創意工夫 (軽微な工夫)	施工	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	新技術登録技術	登録技術のうち「有効とされる技術」 登録技術のうち「有効とされる技術」以外 石川県新技術認定製品
	品質	工作物の品質向上に関する工夫 品質向上のための施工上の工夫
	安全衛生	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	その他	
工事特性 (施工条件への 対応)	構造物の特性	規模が特殊な構造物 複雑な形状の構造物
	作業環境 社会条件	地盤変形、近隣構造物、地下埋設物への影響 作業条件、工程等への影響 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時の対応 広範囲にわたる施工箇所
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 気象条件の影響 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等
	その他	
社会性等 地域社会や住民に 対する貢献	地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション 災害時の支援、協力 ボランティアの実施

注 創意工夫等、該当する項目の□にレマークを記入し、写真・参考図等により
実施内容の詳細を任意様式（技術提案の説明資料や写真帳など）で提出すること。

18 珠洲市週休2日工事

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、工事現場における週休2日の確保に取り組む対象工事（以下「週休2日工事」という。）とする。

1 取組内容

受注者は、本工事の施工において週休2日の確保に努めなければならない。

2 対象期間

工事着手日（当該工事において何らかの作業に着手した日）から工事完了日（当該工事におけるすべての作業が完了した日）までの日数とする。

ただし、年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）、夏季休暇3日間（8月14日から8月16日まで）、工場製作のみが行われている期間、天災に対する突発的な対応期間、工事事務等による不稼働期間、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間、工事の全面中止期間は含まないものとする。

3 用語の定義

（1） 現場閉所

工事施工箇所において、材料搬入等の現場作業（現場巡視、保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）、現場事務所での事務作業、出来形計測等を含め、一切の現地作業を行わない状態（降雨、降雪等の影響により現地作業を行わない状態を含む。）をいう。

（2） 交替制

技術者及び技能労働者（以下「技術者等」という。）が交替しながら対象者の休日を確保するものをいう。

（3） 4週8休

対象期間に占める現場閉所又は交替制による各技術者及び各技能労働者の休日日数の割合が28.5%以上の状態をいう。

（4） 週単位の週休2日

工期内の対象期間において、現場閉所又は交替制により全ての週で4週8休を行ったと認められる状態をいう。

（5） 月単位の週休2日

工期内の対象期間において、現場閉所又は交替制により全ての月で4週8休を行ったと認められる状態をいう。

（6） 通期の週休2日

工期内の対象期間において、現場閉所又は交替制により4週8休を行ったと認められる状態をいう。

4 週単位の週休2日工事における留意事項

- (1) 週単位の週休2日工事における「1週間」とは、「月曜日から日曜日」までを基本とする。
- (2) 現場閉所による週単位の週休2日工事では、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行うものとする。
- (3) 現場閉所による週単位の週休2日工事において、受注者の責によらず、土曜日又は日曜日に施工せざるを得ない場合は、監督員と事前協議のうえ、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を設定するものとする。
この場合、代替の現場閉所日は同一の週で設定しなければならない。

5 工事看板

受注者は、工事現場の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示した工事看板を設置するものとする。

6 計画工程表の提出

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を記入した工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

7 計画工程表の修正

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は前項の工程表を修正し、発注者に提出するものとする。

8 実施工程表の提出

受注者は、工期最終日までに実施工程を記入した工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

9 現場閉所による週休2日の確認

発注者は、前項の規定に基づき提出された実施工程表により対象期間に占める現場閉所日数の割合を確認し、4週8休の達成状況を確認するものとする。

10 現場閉所による週休2日工事に要する費用の取扱い

本工事の設計金額は、現場閉所による週単位の週休2日の達成を前提として算出していることから、前項の規定に基づく確認の結果、現場閉所による週単位の週休2日に満たない場合は補正分を減額変更するものとする。

ただし、前項の規定に基づく確認の結果、現場閉所による月単位又は通期の週休2日の条件を満たす場合は、該当する週休2日補正額に変更するものとする。

11 交替制週休2日工事への変更協議

災害復旧工事（港湾、営繕及び機械設備工事を除く）については、工事着手日までに協議書（様式第1号）を提出することにより、交替制週休2日工事に変更することができる。

12 交替制週休2日工事への変更に伴う費用の取扱い

交替制週休2日工事に変更した場合は、交替制による週単位の補正額に変更するものとする。

13 交替制による週休2日の確認

発注者は、第7項の規定に基づき提出された実施工程表により対象期間に占める各技術者及び各技能労働者の休日日数の割合を確認し、4週8休の達成状況を確認するものとする。

14 交替制による週休2日工事に要する費用の取扱い

前項の規定に基づく確認の結果、交替制による各技術者及び各技能労働者の休日取得割合が週単位の週休2日に満たない場合は補正分を減額変更するものとする。

ただし、前項の規定に基づく確認の結果、交替制による各技術者及び各技能労働者の休日取得割合が、月単位又は通期の週休2日の条件を満たす場合は、該当する週休2日補正額に変更するものとする。

なお、従事期間が1週間未満の技術者等が存在する場合、当該技術者等は、対象期間に占める休日日数の割合算出の対象外とする。

15 夜間工事の取り扱い

対象期間に夜間工事が実施される場合は、作業の開始日を作業日とみなし、当該作業日に現場閉所又は技術者等が休日を取得した場合には、現場閉所又は当該技術者等の休日確保日として取り扱うものとする。

16 工期変更の制限

受注者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、4週8休の確保を事由とした工期の変更は行わないものとする。

17 その他

本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、珠洲市週休2日工事实施要領によるほか、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

20 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、工事着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各建設会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の作業依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の作業依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・工事着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や工事の進捗状況等を常に把握すること。
- ・工事実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督職員と書面で協議すること。

21 その他

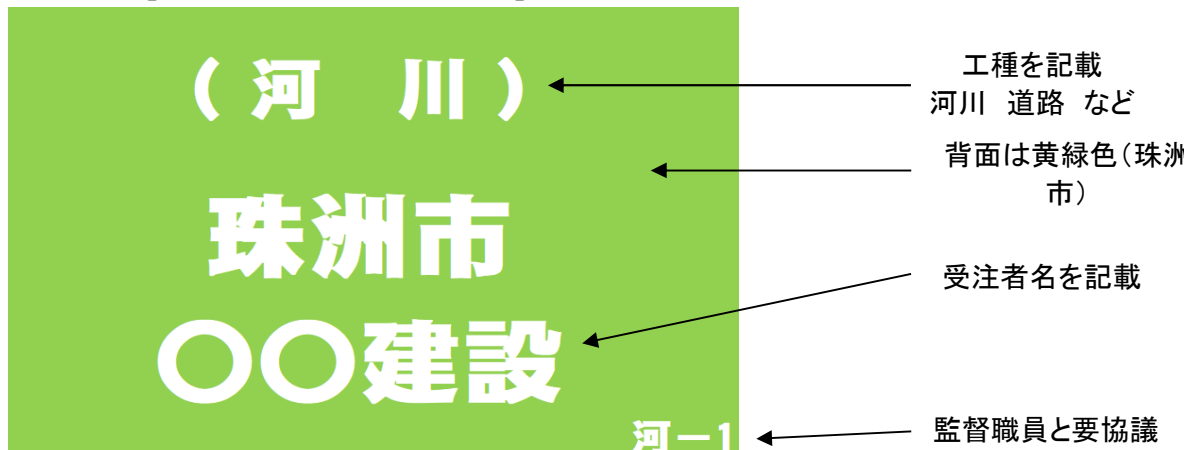
1 工事車両プレート

工事車両プレートとは、能登半島地震に伴い工事車両の増加から、工事車両の明確化（発注者+工事種別）を目的に設置する対象工事は応急工事を除くすべての工事（災害復旧工事を含めてプレート（A3ラミネーター）を作成し、トラックドア横または車内（※）に設置すること。

なお、記載する番号等については工事契約後、監督職員と協議する。



【工事車両プレート参考図】



珠 洲 市 水 道 事 業

特 記 仕 様 書

珠 洲 市 上 下 水 道 課

第1条 本特記仕様書は、珠洲市（以下「当市」という）の施工する管工事に適用する。
第2条 工事を施工するに当たり、水道工事標準仕様書，特記仕様書及び設計図書に準じ施工をしなければならない。なお、GX形ダクタイル鋳鉄管の施工はGX形ダクタイル鉄管接合要領書(日本ダクタイル鉄管協会発刊)に準じ施工しなければならない。又、必要な書類，工事写真，検査証明及び承認図等をその都度提出すると共に、施工内容の変更が生じた場合、速やかに変更許可を求め、承認を得てから施工しなければならない。

第3条 承認図書は主要な機器，材料及び施工方法について提出し、承認を受けた後で製作，施工に着手するものとする。又、承認図書は製本して提出するものとする。承認を受けずに取り付けた機器等について不適当と認められる場合は、その取り替えを命ずることがある。

第4条 本工事に使用する資材，材料及び機器の選定は、水道協会規格品及びJIS規格品とし、規格品以外の物件については事前に当市の承認を求めて使用するものとする。又、水協検査証及び各種検査証を必ず提出するものとする。

第5条 本工事に使用する材料は、下記の通りとする。

水道配水用ポリエチレン管

高密度ポリエチレン管	JWWA K 144規格品・準拠品
配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145規格品・準拠品

鋳鉄管

K形ダクタイル鋳鉄管（第3種 内面粉体塗装）	JIS G 5526, 5528
GX形ダクタイル鋳鉄管（第S種 内面粉体塗装）	JIS G 5526, 5528
K・GX形ダクタイル鋳鉄異形管（内面粉体塗装）	JIS G 5527, 5528

特殊押輪・普通押輪

特殊押輪	同軸抜止押輪	ワイド型
押輪	同軸押輪	
メカボルト：樹脂塗装合金ボルト		

塩化ビニル管直管

水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HI-RR)	JWWA K 129
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HI-VP)	JIS K 6742

継手管

塩化ビニル管離脱防止金具（F C D製 筒型）	JWWA K 128
ボルト・ナット（フッ素合金）	
塩化ビニル管継ぎ手（F C D製 内外面粉体塗装）	JWWA K 131
ボルト・ナット（フッ素合金）	

離脱防止機能内蔵型・水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手
(S G R - V N形継手) JWWA K 130に準拠

※鋼管接続箇所は、使用禁止とする。

フランジ継手材

SUS304 B,N RFシート用 上水タイプ 0.74MPa (全面型)

ナットは、焼き付け防止タイプとする。

給水

サドル分水栓 (A形 ボール式 鋳鉄用・塩ビ用・ポリ用) JWWA B 117-1996

分水栓付EFサドル(水道配水用ポリエチレン管用) PTC K 13

水道用ポリエチレン管 (軟質 1 種) JIS K 6762

水道用ポリエチレン管金属継手 (KMP, PE継手) JWWA規格

逆止止水栓 (13~25mm S型開閉防止1型)

こま式止水栓 (伸縮・甲形 30mm以上)

量水器筐 (樹脂製 沈下防止型)

仕切弁

塩ビ両受け仕切弁 JWWA B 120

(FCD 内外面粉体塗装 ソフトシール仕切弁) ボルト・ナット (フッ素合金)

ソフトシール仕切弁 上水タイプ JWWA B 120

PE挿口付ソフトシール仕切弁(水道配水用ポリエチレン管用) PTC B 22:2006

消火栓

地下式消火栓 単口 内外面粉体塗装 (ボール式補修弁内蔵型) JWWA B 103

使用圧力 0.74MPa

地上式消火栓 単口 フッ素樹脂粉体塗装(回転式副弁付)

使用圧力 0.74MPa 放水口 : JIS B 9911 フランジ : JIS G 5527

空気弁

不凍急排型空気弁 (エアリス) 25・50・75 JIS B 2063

使用圧力 0.74MPa・0.98MPa

小型急排空気弁 25mm JIS B 2063 JWWA B 137

使用圧力 0.74MPa・0.98MPa

補修弁 レバー式(FCD内外面粉体塗装) 高さ 100・150mm

使用圧力 0.74MPa・0.98MPa・1.57MPa

仕切弁筐・消火栓筐・空気弁筐(円形 25・60 鉄蓋 : ダクタイル鋳鉄製)

仮設配水管

80A 以上 仮設レンタル管 ステンレス製レンタル管

リサイクルパイプ

ポリエチレン製レンタル管

50A以下・仮設給水管 水道用ポリエチレン管 (軟質 1 種) JIS K 6762

継手管 ポリエチレン管金属継手 (PLA KMP PE)

* 以上、上記資材の同等品以上とする。

第6条 土工事については下記とする。

購入砂採取地 七尾産

残塊処分地 As 紙谷砕石, グリーンテック

〃	Co	紙谷碎石，グリーンテック
建設残土	土砂	珠洲建設業協同組合

- 2) 購入砂と残土・廃材処分地を、監督員に報告し、変更する場合は、監督員の承諾を得て土場地又は、処分地の場所を地図等で明記しなければならない。
- 3) 舗装を取り壊し、工事した箇所については当日中に仮復旧まで完了しなければならない。これを行わずして事故等が発生した場合、請負者の責任において補償しなければならない。

第7条 仮設配水管工事については下記とする。本設管布設後、速やかに撤去することを原則とする。

- 2) 仮設配管は、露出配管及び埋設配管とし、埋設した管材は再度掘削し撤去することを原則とする。
- 3) 人家及び車庫前等の出入口に配管する場合は、埋設を原則とする。
- 4) 仮設配管の埋設位置については、当市で定めた影響幅を確保した位置から埋設を行わなければならない。
- 5) 仮設配管の通水に先立ち管内洗浄を行わなければならない。

第8条 管布設の受口の方法は設計図の通りとし、変更する場合は監督員の承諾をもって施工すること。

- 2) 鋳鉄管布設時の受口による曲げは、3度以下を原則とする。
- 3) 押輪，特殊押輪及びフランジ部のボルトの締め付けはトルクレンチ等を使用し，締めすぎに注意すること。
- 4) フランジを接合する際、ナットとフランジの間にはワッシャーを使用すること。
- 5) 塩ビ管挿入後全円周にわたってゴム輪が正常な状態か十分に確認すること。
- 6) 既設管の接続については、FCD製（内外面粉体塗装）とし離脱金具を取り付ける事とする。
- 7) ゴム輪形塩化ビニル管布設時の受口による曲げは、4度以下を原則とする。
- 8) 塩化ビニル管継手（SGR-VN形）の施工は、荷締め機又は、挿入機を使用し、標線位置より深く挿入しない事。
- 9) 水道配水用ポリエチレン管布設時のEF接合については、POLITEC発行の施工マニュアル及び、メーカー発行の施工ハンドブック等に記載されている注意事項を厳守すること。
- 10) 水道配水用ポリエチレン管布設時の生曲げ配管についてもEF接合同様、注意事項を厳守すること。

第9条 鋳鉄管の外面は、全長に渡りポリエチレンスリーブで被覆するものとし、固定バンドを使用して固定すること。

第10条 鋳鉄管の切断面は、管外面と同じもので塗装を施し、管の腐食を防止すること。

第11条 配水管布設において、空気留まりが出来ないように水平配管もしくは空気弁側上り配管とし、管の勾配に注意して布設すること。

第12条 水路等を横断する場合は、管布設及び埋戻しに際し底版裏面へ充分砂が行くよう水締を行い、後日構造物の沈下が生じないようにすること。沈下が生じ構造物が破損した場合は、請負者により全面復旧を行う場合もある。

第13条 水路やヒューム管を伏越する場合には、その底部に直接継手個所を設けてはならない。又、その部分に管割上で継手部分がくる場合は前後に切管を設けるものとする。

第14条 工作物及び既設構造物に損害を与えた場合は、請負者の責任により補償及び原形復旧しなければならない。

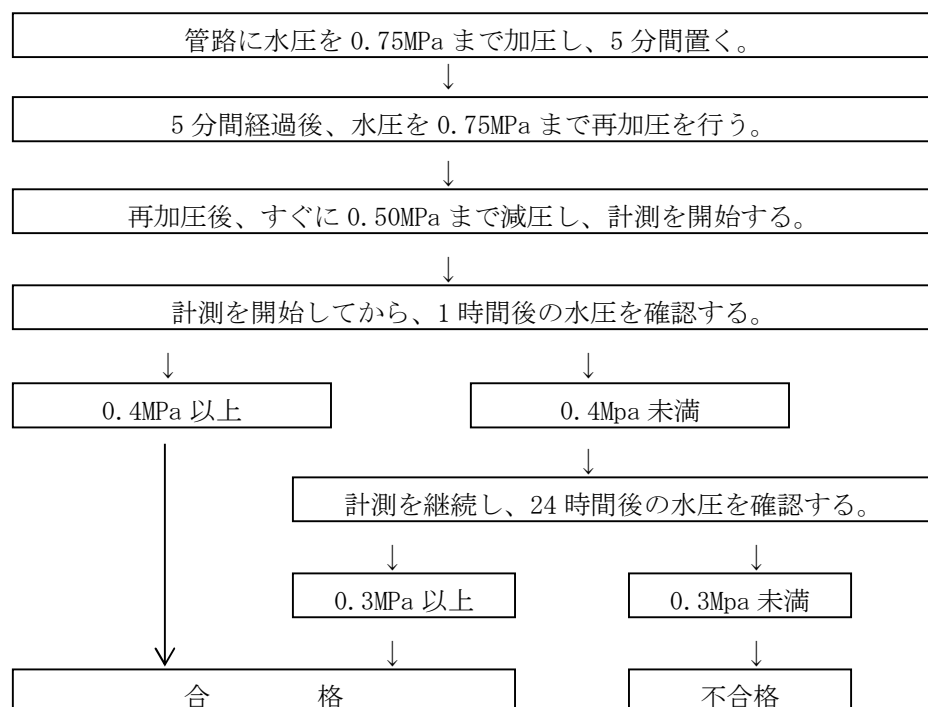
第15条 現場作業実施の都合上で休日又は夜間作業を必要とする場合は、前もって監督員の承諾を得るものとする。

第16条 管布設時に床掘を行い、土砂の崩れる恐れがある場合は矢板工をもって土留めを施し、事故を未然に防止しなければならない。

第17条 配管はすべて通水試験を行うものとし、路面復旧工事着手前に行わなければならない。

2) 通水試験圧は標高の一番低いところで1.0 Mpaとし、60分間以上維持することを原則とするが、当市監督員の指示によるものとする。試験結果に付いては、記録紙を提出すること。

3) 水道配水用ポリエチレン管の水圧試験については、以下に示す手順とする。



- 4) 試験の結果、配管に漏水及び破損個所が発見された場合は速やかに修理し、当市監督員の再検査を受けるものとする。

第18条 工事写真は下記の個所につき撮影しアルバムに整理し、当市監督員に提出しなければならない。

- イ) 工事着手前（全体・部分）
- ロ) 曲管部の継手状態及び離脱防止工
- ハ) 仕切弁、空気弁及び消火栓の取付箇所
- ニ) 矢板工及び復旧状態
- ホ) 舗装切断・取壊工・掘削・床均し状態
- ヘ) 管土被り及び復旧状態
- ト) 路面復旧の状態
- チ) その他監督員の指示する箇所

第19条 管材の試験成績表は材料検査毎に提出するものとし、不合格品は速やかに場外に持ち出すものとする。

第20条 管材の運搬は充分注意して行い、路線布設及び準備配置等についても損耗なきよう十分な配慮を必要とする。もし破損が生じた場合は、請負者の責任により補償する。

- 2) 管及び継手のつり上げはワイヤーの使用を一切認めないものとし、これらを守らずして管等に傷がついた場合は、全面塗装又は材料の取替を命ずる場合もある。

第21条 管布設1日工程の末端部には管径に応じたキャップを設け、降雨、汚泥及び土砂が混入しないよう施工しなければならない。

第22条 当市監督員の指示のある場合は、工事完了後竣工図と共に管布設施工工程及び継手の状態を明記した工事日報を提出すること。

- 2) 出来高図（竣工図）は、管割図とし、給水数量も提出しなければならない。
- 3) 水道配水用ポリエチレン管を布設した場合は、EF(電気融着)接合結果の出力表を提出すること。

第23条 関連工事との協議・調整を密にし、手戻りなき様施工すること。

珠 洲 市 公 共 下 水 道 事 業

特 記 仕 様 書

珠 洲 市 上 下 水 道 課

珠洲市公共下水道事業管渠布設工事特記仕様書

1 総 則

1. この仕様書は、珠洲市公共下水道事業管渠布設工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工に際しては、別添設計図書に基づき施工するものとする。
なお、本工事に係るものに変更改良を加える場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。
3. 本工事に係る土木工事の施工に関する一般事項は、「石川県土木工事共通仕様書（平成 27 年 4 月版（令和 7 年 4 月一部改訂）」「石川県土木工事施工管理基準」によるほか、下記の各基準類に準じて行うものとする。
 - ①建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
 - ②建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
 - ③下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
 - ④小規模下水道施設マネジメント指針と解説～維持管理・建設の一体的なマネジメント～（日本下水道協会）
 - ⑤下水道工事施工管理指針と解説（日本下水道協会）
 - ⑥下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
 - ⑦下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）
 - ⑧トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ⑨コンクリート標準示方書（設計編）（土木学会）
 - ⑩コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会）
 - ⑪道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ⑫道路土工－施工指針（日本道路協会）
 - ⑬道路土工－軟弱地盤対策工指針（日本道路協会）
 - ⑭アスファルト舗装要綱（日本道路協会）
 - ⑮アスファルト舗装工事共通仕様書解説（日本道路協会）
 - ⑯舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）
4. 請負者は工事の施工にあたり、「道路法」、「騒音規制法」、「労働基準法」、「建設業法」その他関係法規を遵守することはもちろん、公衆災害の防止に努めなければならない。

2 事前調査

1. 受注者は工事に先立ち、上水道管、電気、電話の地中線等の地下埋設物は、当該管理者の台帳、竣工図等により占有位置、管径、種別材質を調査する。又、台帳等と実際の位置が大幅に異なる場合があるので、当該管理者の立会いのもと試験掘り等により事前確認し、移設又は防護の必要がある箇所については、当該管理者と事前に協議を行い、保安上必要な措置を講じて事故防止を図らなければならない。
2. 受注者は、工事着手前及び工事中に必要なつど工事内容を付近住民に周知し、協力を求めるため必要な措置を講じなければならない。
3. 受注者は工事に先立ち掘削位置、工法、交通安全設備等について関係官公署等への手続きを行い、許可条件、指示事項等の確認をしなければならない。試掘位置については、監督員と協議し決定すること。

4. 受注者は、緊急時における社内の連絡、通報体制を確立し、工事着手前に監督員に届け出なければならない。万が一、工事中の事故があった時は、直ちに所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因経過及び事故による被害内容等について監督員に報告しなければならない。
5. 工事着手前に隣接する家屋、既設構造物等の状態を十分に調査し、事後にトラブルが生じないようにしなければならない。また、工事中は、地質、湧水、その他自然現象に注意し、その状況を記録し、監督員が提示を求めた場合は、これに応じなければならない。
6. 受注者は、工事に先立ち家屋調査を実施すること。なお、家屋調査の件数・条件については、詳細設計完了後別途指示する。

3 工事用材料

1. 受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、または設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。

- | | |
|--------------|--|
| ①硬質塩化ビニル管 | JSWAS K-1（下水道用硬質塩化ビニル管） |
| ②リブ付硬質塩化ビニル管 | JSWAS K-13（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管） |
| ③標準マンホール側塊 | JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） |
| ④足掛金物 | 設計図書又は標準図に定める規格に適合するもの |
| ⑤鋳鉄製マンホール蓋 | JSWAS G-4（下水道用鋳鉄製マンホール蓋） |
| ⑥組立マンホール | 設計図書又は標準図に定める規格に適合するもの |
| ⑦小型マンホール | JSWAS K-9（下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール）
JSWAS K-10（下水道用レジンコンクリート製マンホール）
JSWAS G-3（下水道用鋳鉄製防護蓋） |
| ⑧プラスチック製ます | JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます） |
| ⑨ヒューム管 | JSWAS A-2（ヒューム管）
JSWAS A-6（ヒューム管） |
| ⑩ダクトイル鋳鉄管 | JSWAS G-1（下水道用ダクトイル鋳鉄管）
JSWAS G-2（下水道推進工法用ダクトイル鋳鉄管） |

2. 受注者は、施工に使用する材料について、施工前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅延なく提出しなければならない。
3. 材料の使用に際しては、
現地に搬入した時点で材料検査を受け、検査合格後に使用しなければならない。なお、不合格品については使用してはならない。
4. 前項の承認及び検査を受ける必要のある材料は、次に掲げるものとする。

①材料使用承認

硬質塩化ビニル管、リブ付硬質塩化ビニル管、組立マンホール、鋳鉄製マンホール蓋、レジンコンクリート製マンホール、硬質塩化ビニル製小型マンホール、硬質塩化ビニル製ます、ヒューム管、下水道用ダクトイル鋳鉄管、骨材類、生コンクリート、埋戻土砂、その他監督員が必要と認めるもの。

②材料検査

硬質塩化ビニル管、リブ付硬質塩化ビニル管、組立マンホール、鉄蓋、レジンコンクリート製マンホール、硬質塩化ビニル製小型マンホール、プラスチック製ます、ヒューム管、下水道用ダクタイル鋳鉄管、その他監督員が必要と認めるもの。

5. 材料検査の際は、現場代理人、又は主任（監理）技術者が立会わなければならない。
6. モルタルを現場で練る場合のセメントは、JIS R 5210 に適合した普通ポルトランドセメントの袋入（40 kg）とし、細骨材はコンクリート用砂に適合し、特に泥土不純物及び有機物等の有害物を含まない十分洗浄したものでなければならない。
7. セメント、鉄筋、砂、その他の材料の現場においての保管は、品質の低下のないよう留意し、適当な管理を行うものとする。

4 管路土工（施工計画）

1. 受注者は、施工にあたって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画書を作成して工事着手前に監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試験掘り調査の結果に基づいて路線の中心線、マンホール位置、埋設深、勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督員と協議の上、試験掘りを行わなければならない。
3. 受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。
4. 受注者は、掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。

5 管路土工（管路掘削）

1. 受注者は、管路掘削の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
2. 受注者は、床掘り仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
4. 受注者は、構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤のゆるみ、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議の上、防護等の措置を行わなければならない。

6 管路土工（管路埋戻）

1. 受注者は、埋戻し材料について、良質な土砂又切込砕石等、設計図書で指定されたもので監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。
2. 受注者は、埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。機械による埋戻しについては、投入高を **50 cm以下** としなければならない。

ならない。

3. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管渠その他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、管の周辺及び**管頂 30 cm**までは特に注意しなければならない。
4. 受注者は、埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。一層の仕上り厚は、30 cm以下を基本とし**路床部は 20cm 以内**とすること。
5. 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、埋戻さなければならない。
6. 受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には、施工前に排水しなければならない。
7. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、土質及び使用機械に応じた**適切な含水比**の状態で行わなければならない。
8. 受注者は、掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。
9. 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。
10. 埋戻しに関する品質管理については、**路盤部、路床部（路盤下 1m）及び路体部となる位置で締固め度を 90%以上確保させるものとし、延長方向で概ね 100mに 1 回以上、深さ方向に 3 箇所程度以上（路盤部・路床部・路体部の各層）の割合で現場密度試験を行うものとする。**試験位置や試験時期については、監督員と協議し実施するものとする。現場密度試験の結果は、工事完了後に監督員に提出しなければならない。なお、試験に要する経費については受注者負担とする。
11. 埋戻しには、液状化対策として切込碎石（RC-40 等）または、改良土を使用する。埋戻し材として使用することが困難と認められる場合には、定められた試験を行い、試験結果により適否を判断しなければならない。なお、当該試験に要する費用は、受注者の負担とする。

7 管路土工（発生土処理）

1. 受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。
2. 受注者は、発生土処分にあたり、特に処分場を指定した場合は、その指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

8 管布設工（保管・取扱）

1. 受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないように十分な安全対策を講じなければならない。
2. 受注者は、硬質塩化ビニル管、リブ付硬質塩化ビニル管等を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。
3. 受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。
4. 受注者は、管等の取扱及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱い、

放り投げるようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材等をはさみ、受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。

5. 受注者は、管の吊り下ろし及び据付については、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

9 管布設工（管布設）

1. 受注者は、管の布設にあたって、所定の基礎を施した後に、原則として上流の方向に受け口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、硬質塩化ビニル管、リブ付硬質塩化ビニル管等の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。
 - 1) ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたりのはみ出している場合は、正確に再装着しなければならない。
 - 2) ゴム輪接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は、乾いた布で清掃しなければならない。
 - 3) ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差し口管に均一に塗り、管軸に合わせて差し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。また、管の挿入については、挿入機又はてこ棒を使用しなければならない。
 - 4) 滑材には、ゴム輪接合専用滑材を使用し、グリス、油等を用いてはならない。
 - 5) 接着接合においては、差し管の外面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭き取り、差し込み深さの印を直管の外面に付けなければならない。
 - 6) 接着接合において、接着剤を受口内面及び差し口外面の接合面を塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また、塗布後水や泥がつかないように十分注意しなければならない。
 - 7) 接着剤塗布後は、素早く差し口を受口に挿入し、所定の位置まで差し込み、そのまましばらく保持する。なお、呼び径 200 以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等によるたたきこみはしてはならない。
 - 8) 接着直後接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。
 - 9) 硬質塩化ビニル管を圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また、水圧試験時に継手より漏水した場合は、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。
3. 硬質塩化ビニル管、リブ付硬質塩化ビニル管等を切断・せん孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って木工のこぎり、金切りのこぎり等で切断・せん孔面の食い違いを生じないように切断しなければならない。なお、切断・せん孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グラインダー・やすり等を用いて規定（15° ～30°）の面取りをしなければならない。
4. 受注者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。
 - 1) マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - 2) 既設部分への接続に対しては必ず、既設管底及びマンホール高さを測量し、設計指示高さ

との照査をし、監督職員に報告しなければならない。

- 3) 接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。
- 4) 請負者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。
5. 管の布設においては、事前にクラック及び破損等の有無を確認した管を使用しなければならない。万が一、規格外品を使用した場合、又はそれにより漏水等の不備が生じるおそれがあると認められる場合には、布設完了後であっても請負者の負担により布設替えを命じることがある。
6. 受注者は、本管の埋戻しに際し、管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。なお、埋設表示テープは管頂上部 30 cm を基本として布設するものとする。なお、埋設シートはシングル仕様とする。
7. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。
 - 1) 日本水道協会水道工事標準仕様書に基づき施工すること
 - 2) 使用するダクタイル鋳鉄管の接合形式は原則、GX 形とし、JSWAS 及び JDPA 規格を準拠するものとする。
 - 3) ダクタイル鋳鉄管には全管ポリエチレンスリーブ被覆を行うこと。
 - 4) 90° 曲管を使用しない配管とすること。
 - 5) 管布設時の受口による曲げは 3 度以下とする。
 - 6) 管標示テープをポリスリーブ上部に張り付けること。管標示テープは支給品を使用するものとする。
8. 受注者は、ポリエチレン管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。
 - 1) ポリエチレン管布設時の EF 接合については、POLITEC 発行の施工マニュアル及び、メーカー発行の施工ハンドブック等に記載されている注意事項を厳守すること。
 - 2) ポリエチレン管布設時の生曲げ配管についても EF 接合同様、注意事項を厳守すること。
 - 3) EF(電気融着)接合結果の出力表を提出すること。

1 0 管基礎工

受注者は、砂基礎、碎石基礎を行う場合、設計図書に示す基礎用碎石を所定の厚さまで十分締め固めた後管布設を行い、さらに砂・碎石を敷き均し締め固めを行わなければならない。なお、この際に、砂・碎石は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締め固めなければならない。基礎材のまき出しは、1 層の仕上がり厚が 20 cm 以下となるように施工すること。

1 1 管路土留工（施工計画）

1. 土留工は、監督員に提出した施工計画図に従って施工するものとするが、現場の状況等により、やむを得ない場合には、監督員にその旨を申し出、工法及び構造の詳細、安全性等につき十分協議を行い、承諾の上、他の工法及び構造とすることができる。
2. 受注者は、周辺の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分に検討し、施工しなければならない。
3. 受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施

工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、方法及び作業時間を定めなければならない。又、工事完了後に路面沈下やひび割れ等が発生しないよう、建て込み、引き抜き作業は慎重かつ適切に施工しなければならない。

4. 受注者は、土留工に先行し溝掘り及び探査を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
5. 受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲がり等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
6. 受注者は、工事の進捗にともなう腹起し・切梁の取り外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。
7. 受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

1.2 管路土留工（木矢板・軽量鋼矢板・アルミ矢板土留）

受注者は、建て込み式のアルミ矢板、軽量鋼矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- 1) 矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下 20 cm 程度以上貫入させなければならない。
- 2) バックホウの打撃による建て込み作業は行ってはならない。
- 3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。
- 4) 建て込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引き抜いて再度建て込むものとする。
- 5) 矢板は、原則として埋め戻しの終了後に静的に引き抜くこと。
- 6) 矢板の引き抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。

1.3 管路土留工（支保工）

受注者は、土留支保工の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- ①土留支保工は、掘削の進行にともない設置しなければならない。
- ②土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中にゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- ③土留支保工の取付けにあたっては各部材が一樣に働くように締め付けを行わなければならない。
- ④土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋め戻し土が十分締め固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

1.4 埋設物防護工

1. 受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査事項、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。
2. 受注者は、確認した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。
3. 受注者は、工事に関係する埋設物を、各埋設物管理者との協議により決定した防護方法で慎重かつ安全に防護しなければならない。

4. 受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。
5. 受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。

1.5 管路路面覆工

1. 覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
2. 受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。
3. 受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取付けなければならない。

なお、覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物によるすりつけを行うこと。

路面覆工における段差は、できるだけ生じないようにし、やむを得ない場合でも 2 cm 以内としなければならない。また、すりつけによる勾配は 5% 以内とし、いずれか困難な場合には、標識等によって通行車両等に予知させなければならない。
4. 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬出入に際して、関係者以外の立入り防止に対して留意しなければならない。
5. 受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。

1.6 開削水替工

1. 受注者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水をしなければならない。
2. 受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに、不測の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。
3. 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリング等が起きない事を検討するとともに、湧水や雨水の流入水を十分に排水しなければならない。
4. 受注者は、第3項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。
5. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。
6. 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

1.7 地下水位低下工

1. 受注者は、地下水位低下工法の施工にあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透

水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。

2. ヘッダーパイプ、スイングジョイント及びノッチタンク等の設置については、関係者と十分協議し、通行等の障害とならないようにするとともに、常に管理可能な構造としなければならない。
3. 受注者は、周辺に井戸等がある場合には、状況の把握に努め被害を与えないようにしなければならない。必要に応じて、事前調査及び途中経過を記録すること。
4. 受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。揚水量の監視には、水位観測孔を設置し、工事完了後には、工事着手前の地下水位復帰を確認しなければならない。なお、揚水量の監視記録は監督員に提出するものとする。
5. 受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかななければならない。
6. 受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。
7. 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。
8. 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

18 組立マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管渠の流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、決定位置に際し、監督員の承諾を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、組立マンホールの据付けにあたり、部材間が密着するように施工しなければならない。
4. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据付け、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。
また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。
5. 受注者は、マンホール蓋の高さの調整にあたり、調整リング、調整金具等で行い、調整部のモルタルは、十分充填しなければならない。
6. 受注者は、組立マンホールの削孔について、以下の規定によらなければならない。
 - 1) 削孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するように定めなければならない。
 - 2) 削孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。
 - 3) 削孔部相互及び削孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規格によらなければならない。

- 4) 削孔は、原則として製造工場で行わなければならない。なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。
- 5) 多孔の削孔を行う場合、近接して削孔を行う場合、割り込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。
7. 受注者は、管の取付けについて、以下の規定によらなければならない。
 - 1) マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。
 - 2) マンホールに取付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - 3) マンホールに取付ける管の管底高は、設計図書に示すものを基準とし、マンホールの位置を変更した時は、修正しなければならない。
 - 4) 管体とマンホール壁体の接続部分は、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
8. 受注者は、インバートの施工について、以下の規定によらなければならない。
 - 1) インバートの施工は、管取付け部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後、行わなければならない。
 - 2) インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。

19 組立マンホール工（副管）

1. 受注者は、副管の設置について、以下の規定によらなければならない。
 - ①副管の取付けにあたり、本管の削孔は、クラックが入らぬよう丁寧に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。
 - ②副管の本管への接合は、管端が突出しないように注意しなければならない。
 - ③副管の設置は鉛直に行わなければならない。

20 小型マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管渠の流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、決定位置に際し、監督員の承諾を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたり、以下の規定によらなければならない。
 - 1) 基礎工は、マンホール本体に歪みや沈下が生じないよう施工しなければならない。
 - 2) 据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮して施工しなければならない。
 - 3) インバート部と立ち上がり部及び本管との接合にあたっては、**9 管布設工（管布設）**の規定に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。
 - 4) 鉄蓋及び台座の据付けにあたり、鉄蓋と立ち上がり部の中心線を合わせ、沈下が生じない

よう台座及び周辺を入念に締め固めなければならない。

4. 受注者は、レジンコンクリート製マンホールの据付けにあたっては、**18 組立マンホール工**の規定に準拠して施工しなければならない。

2.1 ます設置工

1. ますの設置位置については、原則、原形復旧とする。
2. 受注者は、公共枮まわりの私有地を掘削する場合は、地権者の了解を得ること。また、公共枮周りのアスファルトやコンクリートを破砕した場合は、原形復旧すること。
3. 公共枮において既設が利用できる場合は、監督員と協議の上、既設を利用すること。

2.2 取付管布設工

1. 受注者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打合わせて位置を選定し、取付管は、汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めて、かつ漏水が生じないよう設置しなければならない。
2. 受注者は、地下埋設物等が支障となり設計図書で示す構造をとり難い場合は、監督員の指示を仰がなければならない。
3. 受注者は、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。
4. 受注者は、取付管とますとの接続は、取付管の管端をますの内面に一致させ、突出してはならない。なお、接続部は、接合剤等を塗布し、丁寧に仕上げなければならない。
5. 受注者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。

2.3 舗装撤去工

1. 受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。
2. 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督員と協議しなければならない。

2.4 舗装復旧工

1. 受注者は、舗装復旧工の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。
(下層、上層路盤)
 - 1) 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締め固めなければならない。
 - 2) 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。
 - 3) 均一な支持力が得られるよう路盤を締め固めなければならない。
(基層、表層)
 - 4) 基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
 - 5) 受注者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標識等を原形に復旧しなければ

ばならない。

2.5 殻運搬処理工

1. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理表（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員から請求があった場合は遅延なく提示しなければならない。
2. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令等に基づき適正に処理するものとし、殻運搬及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

2.6 現場管理

1. 工事施工における交通の安全については、細心の注意を払い、交通の危険、渋滞等を防止し、特に、歩行者が安全に通行しうるように受注者は道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、道路標識・掲示板・保安灯及び安全柵等を設置するとともに、工事中に事故の起こらないように努めなければならない。
2. 道路を横断する箇所、官公署、学校、病院等の出入口、その他一般家庭においても必要と認める場合は、その出入口に対し路面覆工等の設備を設けなければならない。
3. 地下埋設物に近接して工事をする場合は、必ず試験掘り等によって各埋設物の位置を確認するとともに、施工前及び施工中の各段階において、当該埋設物の管理者並びに監督員との立会いのうえ、施工しなければならない。又、緊急時の各管理者への連絡先及び保安上の措置実施区分について十分な打合せを行い、労務者の全てに周知徹底させなければならない。
4. 雨天時及び降雪時には、昼夜にかかわらず現場代理人又は主任（監理）技術者を現場に配置し、異常の有無を確認するとともに、常時、非常時要員を招集・確保し、災害を未然に防ぐように努めなければならない。又、必要に応じ危険防止について標識施設等を設け、安全に施工しなければならない。
5. 工事の施工に際しては、家屋、道路、水路及びその他の諸施設に支障・損害を与えないよう十分考慮し、必要に応じてその所有者又は管理者と協議の上、保安上必要な防護策を講ずるものとし、又、これらの施設に支障及び損害を与えた場合は、全て受注者の責任において復旧、又は賠償すること。
6. 工事の施工及び資材置き場並びに材料保管方法等の不備のため事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。又、この場合における損害の賠償は、全て受注者において負担するものとする。
7. 観測井戸及び資材置き場等で周辺民有地を使用する場合は、地権者の了解はもとより、施工中の敷地管理、工事完了後の後始末を徹底すること。
8. 工事の施工に際しては、重要な工事段階の区切り目、又は工事完了時、不可視部分の立ち会い等について、特に必要と認められる施工箇所については、監督員の確認及び検査を受けなければならない。確認又は検査の結果、改造を指示された場合は、受注者の負担において、速やかにこれを行わなければならない。
9. 前項の確認及び施工検査は、次に掲げるものとする。
 - 1) 土質確認及び地下水位確認

2) 土留め施工状況 (30m/箇所)

3) マンホール築造工 (1 人孔/箇所)

人孔基礎床掘 EL、基準高、据付確認、その他監督員が必要と認めるもの。

4) 管渠布設工 (1 スパンごと)

床掘 EL、砂基礎高、管頂高、埋戻し状況、路盤厚及び舗装厚、管通り、その他監督員が必要と認めるもの。

10. 確認及び施工検査の際は、現場代理人、又は主任（監理）技術者が立会わなければならない。

2.7 安全管理

1. 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。

2. 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。

3. 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

2) 本工事内容等の周知徹底

3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

4) 本工事における災害対策訓練

5) 本工事現場で予想される事故対策

6) その他、安全訓練等として必要な事項

4. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

5. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況報告を実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

6. 安全のための適切な臨機の措置

1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。

2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に待避させること。

3) 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

2.8 その他

1. 工事の施工にあたっては、地元関係者と緊密な連絡をとり、生活及び営業の障害を最小限にするとともに、地元住民の意見を十分尊重し、協力的に行わなければならない。

2. 工事の施工について、交通その他の関係で必要と認める場合は、監督員の指示により作業時間の短縮及び夜間作業並びに一時中止を実施することがある。

3. 騒音、振動、地盤沈下及び井戸枯れ等の公害を防止することに努め、住民生活に及ぼす影響が最小限になるよう十分な対策を講ずること。

4. 工事着手前に設計図書に基づき施工計画書を提出し、その計画書をもとに地元住民及び関係者の説明会等に出席し、工事施工方法を説明するものとする。又、説明会等において、特に工事について要望事項があった場合は、市と協議の上、覚書を取り交わすこともある。
5. 工事現場において発生した材料及びその他のもので、監督員の指示するものは、所定の場所へ運搬整理するものとする。
6. 本工事において、発注者が第三者に委託した支障移設等の施工について、受注者は監督員と十分協議をし、当該工事の円滑な施工に協力するものとする。
7. 着手後における家屋等の被害を与えた場合は、受注者において全額補償解決すること。
8. 冬期間における施工箇所又は施工区域の除雪は、受注者の負担で行わなければならない。
9. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
10. 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 1,000 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は、工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
11. 変更登録時は、工期、技術者、工事請負代金に変更が生じた場合に行うものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
12. 設計図書の中で疑義が生じた場合には、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

2 9 その他（本工事に関する事項）

1. 珠洲市内各地区の祭礼行事期間中（別途指示）は安全確保のため、祭礼に影響する路線での施工は行わないこと。また、影響する路線においては、地上に工事占用物件を残すことを禁止する。なお、祭礼に影響する路線については、監督員と協議すること。

位置図

S=1:40000

